萩市中津江デイサービスセンターなごみ 指定通所介護

重要事項説明書

1. 事業者

(1)法 人 名 社会福祉法人 萩市社会福祉事業団

(2)法人所在地 山口県萩市大字椿字門田3460-2

(3) 電話番号 (0838) 24-4111

(4) 代表者氏名 理事長 田 中 文 夫

(5)設立年月日 平成16年2月20日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業の種類等

名 称 萩市中津江デイサービスセンターなごみ

管理者 川岸 恵美

所在地 山口県萩市大字椿東315番地の6

電話番号 (0838)24-1753

事業の種類	指定通所介護
利用定員	35名(第1号通所事業定員を含む)
指定年月日	平成17年4月1日
介護保険指定番号	山口県指定第3570400394号

(2) 事業の目的

通所介護サービスは、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

(3) 事業の運営方針

- ①当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って通所 介護サービスを提供するように努めるものとする。
- ②当事業所では、利用者の自主性を尊重し、サービス利用の自己決定をしていただくとともに、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- ③当事業所は、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(4) 通常の事業の実施地域

事業所より半径15km以内の地域(但し、離島を除く)

(5) 営業日及び営業時間

事業の種類	営業日	営業時間・サービス提供時間		
16 -1 VZ -c A =#		▼営業時間 午前8時30分 ~ 午後5時30分		
│ 指定通所介護 │	年中無休	▼サービス提供時間		
		午前9時30分 ~ 午後4時45分		

3. 職員体制

当事業所では、利用者に対して居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	職務内容	人員数
管理者	職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一 元的に行うとともに、自らもサービスの提供にあたる。	1名
生活相談員	利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画などを行う。	1名以上
看護師 (機能訓練指導員兼務)	利用者の看護及び健康管理をおこなう。	1名以上
機能訓練指導員 (看護師兼務)	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練を行なう。	1名以上
介護職員	利用者の日常生活のサービス及び援助を行う。	10名以上
	管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、栄養ケア計画の作成、実施を主導し、栄養改善サービスの提供を行う。	外部との連携に より1名以上

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス
 - ①生活相談
 - ②レクリエーション活動
 - ③介護サービス (移動や排泄の介助・見守り等のサービス)
 - 4健康状態の確認
 - ⑤機能訓練
 - ⑥入浴サービス
 - ⑦送迎サービス
 - ⑧栄養改善・口腔機能向上(アセスメントの結果、必要と認められる場合に提供)

■利用料金(通常規模型通所介護費)

自己負担の割合は、厚生労働大臣が定める基準により決まります。 厚生労働大臣が定める基準が変更された場合はそれに準じます。

①所要時間3時間以上4時間未満の場合

利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	3,700円	4,230円	4,790円	5,330円	5,880円
自己負担1割	370円	423円	479円	533円	588円
自己負担2割	740円	846円	958円	1,066円	1,176円
自己負担3割	1,110円	1,269円	1,437円	1,599円	1,764円

②所要時間4時間以上5時間未満の場合

利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	3,880円	4,440円	5,020円	5,600円	6,170円
自己負担1割	388円	444円	502円	560円	617円
自己負担2割	776円	888円	1,004円	1,120円	1,234円
自己負担3割	1,164円	1,332円	1,506円	1,680円	1,851円

③所要時間5時間以上6時間未満の場合

利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	5,700円	6,730円	7,770円	8,800円	9,840円
自己負担1割	570円	673円	777円	880円	984円
自己負担2割	1,140円	1,346円	1,554円	1,760円	1,968円
自己負担3割	1,710円	2,019円	2,331円	2,640円	2,952円

④所要時間6時間以上7時間未満の場合

利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5
利用料金	5,840円	6,890円	7,960円	9,010円	10,080円
自己負担1割	584円	689円	796円	901円	1,008円
自己負担2割	1,168円	1,378円	1,592円	1,802円	2,016円
自己負担3割	1,752円	2,067円	2,388円	2,703円	3,024円

⑤所要時間7時間以上8時間未満の場合

利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5
利用料金	6,580円	7,770円	9,000円	10,230円	11,480円
自己負担1割	658円	777円	900円	1,023円	1,148円
自己負担2割	1,316円	1,554円	1,800円	2,046円	2,296円
自己負担3割	1,974円	2,331円	2,700円	3,069円	3,444円

⑥所要時間8時間以上9時間未満の場合

利用者の要介護度と サービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	6,690円	7,910円	9,150円	10,410円	11,680円
自己負担1割	669円	791円	915円	1,041円	1,168円
自己負担2割	1,338円	1,582円	1,830円	2,082円	2,336円
自己負担3割	2,007円	2,373円	2,745円	3,123円	3,504円

[※]送迎時に居宅サービス計画・個別サービス計画に位置づけられた居宅内介助等(電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等)に要した時間は、通所介護の所要時間に含めます。

■加算に関すること 1回につき

加算項目	利用料金	自己負担	自己負担 2割	自己負担 3割	算定回数等
入浴介助加算(I)	400円	40円	80円	120円	入浴介助を実 施した日数
個別機能訓練加算(I) イ	560円	5 6円	112円	168円	個別機能訓練 を実施した日 数
中重度者ケア体制加算	450円	45円	90円	135円	サービス提供 日数
認知症加算 (認知症自立度Ⅲ以上)	600円	60円	120円	180円	サービス提供 日数
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1,500円	150円	300円	450円	3 月以内の期 間に限り1月 に2回を限度
サービス提供体制強化加 算(I)	220円	22円	44円	66円	サービス提供 日数
送迎を行わない場合 の減算	-470円	-47円	- 9 4 円	-141円	片道につき
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数	თ9. 2%	左記×2	左記×3	基本サービス 費に各種加算 減算を加えた 総単位数(所 定単位数)

※いずれの加算も、職員配置等の条件が満たされない場合は請求いたしません

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度を超える通所介護サービス 介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料 金の全額が利用者の負担となります。

②食事の提供に要する費用(食材料費+調理費相当)

利用者に提供する食事の材料にかかる費用及び、調理にかかる費用です。

・料金:昼食1回あたり 600円

③通常の事業実施区域外への送迎

通常の実施地域(事業所より半径 15 km以内の地域)から超えるものについては別紙送迎料金表のとおり徴収するまた有料道路等の通行が必要な場合には、その実費をご負担いただく場合があります。

④レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

・利用料金:材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

・支払証明書 1通につき:110円(本体価格100円+消費税10円)

・事業団記録持ち出し 1枚につき:220円(本体価格200円+消費税20円)

・原本持込コピーのみ 1枚につき: 20円(本体価格19円+消費税1円)

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・オムツ代金 1枚につき:尿とりパット 17円

フラット 27円

紙パンツ 93円

オムツ 143円

5. 緊急時の対応

万一、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、すみやかにかかりつけ医または協力医療機関及び、家族、身元引受人等関係者に連絡を行うなどの必要な措置を講じます。

6. 事故発生時の対応

万一、利用者に事故が発生した場合は、すみやかに家族、身元引受人等関係者に連絡を 行うとともに協力医療機関、かかりつけ医師、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡す るなどの必要な措置を講じます。

7. 非常災害時への対応

事業所は、非常災害時に備えて、消防設備および非常放送設備など必要な整備を設けるとともに、具体的な防災計画を立て、職員および利用者が参加する訓練を定期的に実施いたします。

尚、避難・消火訓練等実施の際には参加協力をお願いする場合があります。

8. 利用料金のお支払方法

毎月20日までに、前月分利用料金について請求いたしますので、25日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

また、自動引き落としの手続きをされた場合は、原則、毎月25日にご指定の口座より 振替をいたします。

なお、振替日が金融機関の休業日に当たる場合は、金融機関の翌営業日となります。

- イ. 現金持参又は現金書留等による送金
- 口. 下記、指定口座への振込 山口銀行 萩支店 普通預金 6295773 社会福祉法人 萩市社会福祉事業団 ※振込手数料は、お客様負担とさせていただきます
- ハ. 下記、指定金融機関からの口座振替(引き落とし) ご利用できる金融機関:
 - ・山口銀行
 - ・山口県農業協同組合
 - ·山口県漁業協同組合
 - ・郵便局(ゆうちょ銀行)
 - ・萩山口信用金庫

9. 利用の中止・変更、追加

- (1)利用の予定日の前に、利用者の希望により、居宅サービスの利用を中止又は変更、 もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービ スの実施日の前日までに申出てください。
- (2)利用予定日の前日までに申出がなく、当日になって利用の中止又は変更をされた場合、下記の料金をお支払いいただく場合があります。

但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申出がなかった場合	食費 600円

10. 禁止行為について

事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- ②政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排除したりすること。

- ③指定した場所以外で火気を用いること。
- ④事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- ⑤故意又は無断で事業所もしくは備品に損害を与え、又はこれらを事業所外に持ち出すこと。

11. 損害賠償について

利用者又はその家族等が故意又は過失によって施設(設備及び備品)に損害を与えた場合、若しくは、無断で備品の形状を変更なされた場合には、その損害を弁償し又は現状回復をしていただきます。

損害賠償の額は、利用者の事情を考慮して減免する事があります。

12. 個人情報の保護について

事業所及びすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者及びご家族の個人情報を用いません。

13. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です。
- (2)成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・ 同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町に通報します。

14. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①~③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また、事業者として身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

①切迫性・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の

生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合

②非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合

③一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが

なくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合

15. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

■苦情の受付窓口

担当者 萩市中津江デイサービスセンターなごみ管理者 川岸 恵美 電 話 (0838)24-1753

■受付時間

毎週 月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時30分

(2) 第三者委員

- ・岡野 雅治
- ・梅尾 一恵
- ・梅木 幹司

(3) 行政機関その他苦情受付機関

	所在地	萩市大字江向510番地
萩市地域包括支援センター	電話番号	(0838)24-5656
	受付時間	8:30~17:15
萩市福祉部高齢者支援課 介護保険係	所在地	萩市大字江向510番地
	電話番号	(0838) 25-3368
	受付時間	8:30~17:15
	所在地	山口市滝町1-1
山口県健康福祉部	電話番号	(083) 933-2774
長寿社会課介護保険班 	受付時間	8:30~17:15
山口県国民健康保険団体連合会	所在地	山口市大字朝田字岡の口 1980 番地の 7
	電話番号	(083)995-1010
介護サービス苦情相談窓口	受付時間	8:30~17:15
山口県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地	山口市大手町9-6
	電話番号	(083) 924 - 2837
	受付時間	8:30~17:15

16. 業務継続計画の策定等について

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を 定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 重要事項説明書の同意について

私は、書面に基づいて職員(サービス内容及び重要事項の説明を受けました。)から通所介護の		
		令和	年	月	日
	(サービス利用者)				
	氏 名_				@
	(署名代行人	.)			

氏